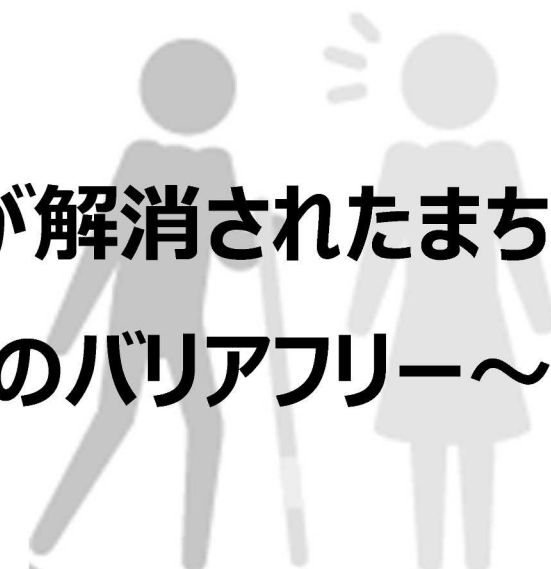




## レガシー② 心理的バリアが解消されたまち ～心のバリアフリー～





# 01 | 新たな視点を取り入れた体験型イベントの開催

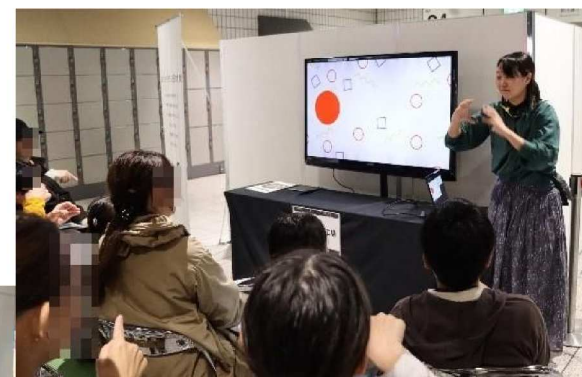
## ①異言語脱出ゲームの開催

・自分と異なる他者との向き合い方、伝え方、分かろうとするコミュニケーション能力・姿勢を身に着けるとともに、障害をかわいそうなこと、できないことではなく、違いと捉えてもらうことを目的として、手話を取り入れた謎解きを開催。

時期：令和7年11月23日（日・祝日）

場所：川崎アゼリア ※人権フェアと同日開催

参加者数：124人



導入説明（手話のレクチャー）



謎解きの様子

## ②注文に時間がかかるカフェの開催

・接客業にあこがれを持つ吃音の若者たちがコーヒーや紅茶などを提供する1日限定のカフェ。  
・カフェを訪れることで、吃音のある人が働く姿を身近に感じられ、自然に理解が深まることを目的に、お客さんとスタッフの交流を通じて、支援や配慮が「特別なこと」ではなく、日常の一部として認識されるよう開催。

【川崎市スポーツフェスタ2025】

時期：令和7年10月13日（月・祝日）12時00分～16時00分

参加者数：64人

【かわさきバリアクエスト】

時期：令和8年3月20日（金・祝日）10時00分～16時00分

参加者数：59人



川崎市スポーツフェスタ2025での実施の様子



### ③かわさきバリアクエストの開催

- ・「誰にとってもやさしい」を見つけに会場内を探検する「探検！バリアクエスト」の他、「障害疑似体験」、「パラスポーツ体験」、「eスポーツ体験」、「アートでつながる参加型ワークショップ」、吃音の若者たちがコーヒーや紅茶などを提供する「注文に時間がかかるカフェ」など、さまざまなブースが体験できるイベント。
- ・身近にあるバリア（困りごと）の種を探したり、心のバリアフリーや障害の社会モデルについて楽しみながら学べるイベントとして開催する。

時期：令和8年3月20日（金・祝日）

場所：川崎市役所本庁舎

参加者数：433人



## 02 | インクルーシブなeスポーツイベントの開催

- ・障害の有無に関わらず、垣根なく一緒に楽しめるツールであるeスポーツの楽しさを体験することにより、誰もが自分らしく暮らすことのできる共生社会についての理解を深めることを目的として実施。

時期：①令和7年11月 9日（日）

②令和7年11月15日（土）

場所：①あさお福祉まつり（麻生区役所）

②中央支援まつり（中央支援学校）

参加者数：合計 802人（① 276人、② 526人）

※運営スタッフとして就労体験者7人従事



実施の様子（中央支援まつり）

開催告知チラシ



### 03 | バリアフルレストランの開催

・かわさきパラムーブメントの考え方の基となっている「障害の社会モデル」を体験して学ぶことを目的として開催。

【市立川崎高校】

時期：令和7年9月5日（金）、6日（土）

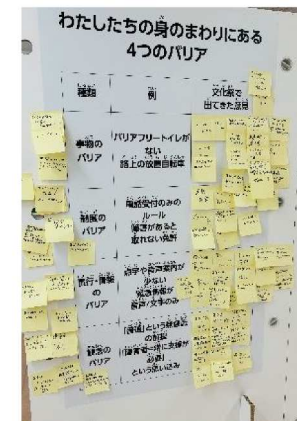
場所：神無祭（川崎市立川崎高等学校）

対象：在校生、来場者（保護者や卒業生、近隣住民等）

参加者数：213人



実施の様子（レストランゾーン）



実施の様子（ふりかえりゾーン）

### 04 | 庁内向け研修等の開催

・「合理的配慮の提供等に関する基本方針」や「合理的配慮の提供のサポートブック」の内容の理解浸透度を確認するため、自己評価チェックシートを活用し、令和7年12月に全職員向けに実施。



当日の様子

| 名称                       | 受講人数  |
|--------------------------|-------|
| 心のバリアフリー研修               | 31人   |
| 合理的配慮ケーススタディ研修           | 15人   |
| パラアスリートから学ぶ共感力・ダイバーシティ研修 | 10人   |
| 階層別eラーニング研修              | 約900人 |

### 05 | パラアスリート交流教室の実施

・子どもたちとパラリンピアン等との交流教室を実施することにより、障害や共生社会とはなにかを学び理解してもらう。

実施対象：市立中学校の生徒

実施校：柿生中、住吉中、平中、日吉中、富士見中

参加人数：1,305人



当日の様子



## 06 | やさしさの連鎖会議

・市民に「やさしさの連鎖」を伝えるため、共感・気づき・行動につながるアイデアや、市民への「認知」や「実感」が広がるような新たなアイデアを委員の原体験等を交えて話し合った。また、多摩区SDCを運営するスタッフを中心に、心のバリアフリーの理解浸透や障害の社会モデルについて、委員と連携して研修会を開催した。

時期：①令和7年10月26日（木）

②令和8年 3月17日（火）

場所：①②川崎市役所



やさしさの連鎖会議委員



当日のアイデア出し

## 07 | 人権フェアの開催

・不当な差別の解消と人権問題の解決に向け、市民に人権尊重の理念の普及を図ることを目的として、展示、人権作文コンテスト表彰式、音楽ステージ、パラスポーツ体験等を実施した。

時期：令和7年11月23日（日・祝） ※異言語脱出ゲームと同日開催

会場：川崎アゼリア サンライト広場・南広場

共催：川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会（横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会、川崎市）

来場者数：1,458人



開催の様子



## 08 | 第9回 手をつなぐフェスティバル川崎市障害者週間記念のつどい

・市内の障害者、家族、ボランティア、地域の方々、施設職員等多くの市民が参加し、ともに楽しみながら交流し、障害への理解・共生の意識を深める。

時 期：令和7年11月29日（土）

場 所：東急ドレッセとどろきアリーナ

参加者数：579人



開催の様子

## 09 | 人権学校の開催

・市民一人ひとりが互いの人権を尊重できるよう、人権課題に関する知識の習得を目的として、「社会と個人の視点から考えるインターネット上の誹謗中傷」をテーマとしてオンラインで開催する。

【講演1】今、社会における差別の構造はどうなっているか

講師 成蹊大学文学部現代社会学科教授 伊藤 昌亮さん

【講演2】インターネット上の誹謗中傷と法制度 課題と対策

講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授 穴戸 常寿さん

【講演3】インターネット上の誹謗中傷の当事者にならないために

講師 株式会社情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤 佳弘さん

配信期間：令和8年2月19日～3月19日

参加者数：212人





### 10 | 市内小・中・高等児童・生徒への 条例リーフレットの配布

・差別のない人権尊重のまちづくり条例の児童・生徒への理解促進を図るため、①小学校低学年、②小学校高学年、③中・高校生向けの3種類のリーフレットを作成し、市内に所在する全ての小・中・高・特別支援学校の児童・生徒全員に配布した。



小学校低学年向けリーフレット

### 11 | 職員向けヘイトスピーチ専門 研修の実施

・課題となっているインターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた意識の向上を図るため、インターネット上の誹謗中傷に係る差別が生まれる社会構造、法制度の課題と対策、当事者にならないための知識を身に付ける研修をオンラインで実施する（令和7年度川崎市人権学校と兼ねて実施）。

配信期間：令和8年2月19日～3月19日



令和7年度チラシ

### 12 | 職員向け人権研修の実施

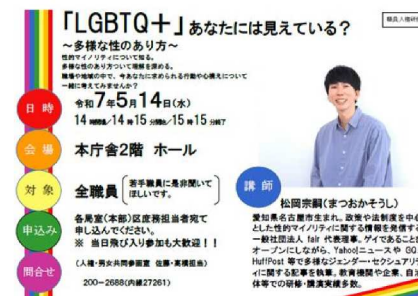
・今日的な人権課題である性的マイノリティについて、正しい理解と認識を深めることを目的に、管理職を含めた職員を対象として研修会を実施した。

開催日：令和7年5月14日（水）

テーマ：

「LGBTQ+」あなたには見えている？  
～多様な性のあり方～

参加者数：67人



研修案内

### 13 | パートナーシップ宣誓制度の運用

・性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消を目的として、当事者自身がお互いを人生のパートナーであることを宣誓することで、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」の運用を行う。



パートナーシップ宣誓書受領証カード  
(運転免許証とほぼ同じサイズ)



# 14 | 企業向けLGBTセミナーの開催

第1回 ビジネスと人権セミナー「人権経営はじめの一步～持続可能な企業をつくるために～」

配信期間 令和8年1月16日（金）～1月30日（金）

人権経営の重要性と進め方のステップ

講師 （株）オウルズコンサルティンググループ シニアマネジャー 潮崎 真惟子 さん

申込者52人 視聴回数91回

第2回 企業向けLGBTセミナー「LGBT対応が生む企業価値の向上～基礎から学び、経営に生かす～」

配信期間 令和8年2月4日（水）～2月18日（水）

① 小さな取組が大きな企業価値に：LGBT対応の実践法

講師 （株）JobRainbow 代表取締役CEO 星 賢人 さん

② 中小企業から始めるLGBT対応ー意識を広げ、率先する姿勢で企業を育むー

講師 （株）more H&Cブランドマネジメント部 マネージャー 渡辺 将広 さん

申込者47人 視聴回数111回



令和7年度チラシ

# 15 | 性的マイノリティ支援に向けた複合イベントの実施

・性的マイノリティに関わる映画の上映会を開催した。また、ゲストを招待し、映画の話を絡めた性的マイノリティがテーマのトークショーを行う。さらに、当事者やその家族を対象に「交流会」を開催し、日々の悩み事などを話せるような居場所づくりをする。

時期：①映画及びトークショー及び交流会 令和8年1月16日（金）

②交流会 令和8年3月15日（日）

場所：①映画及びトークショー：チネチッタ CINE3 交流会：川崎ライブハウスY's

②本庁舎2階 復元棟201会議室、202会議室

参加者数：①映画及びトークショー：57名 交流会：24名



開催案内



# 16 | 改正障害者差別解消法の理解促進への取組

・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、令和6年4月に改正された改正障害者差別解消法にかかる説明会やイベント等を活用した広報活動を行うなど、市民や民間事業者へ普及啓発を幅広く実施する。

### <取組内容>

- ・市民向けのチラシ作成（3,000枚）と配布による周知活動の実施
- ・障害者差別解消支援地域協議会を開催し、市民や民間事業者への普及啓発を幅広く実施
- ・障害児通所支援開設前説明会及び指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導にて、法概要及び川崎市の相談・対応窓口体制を説明
- ・川崎市障害者雇用促進ネットワーク会議での説明
- ・初級障がい者スポーツ指導員養成講習会において、法の概要説明
- ・民生委員児童委員協議会勉強会で説明（約30人参加）
- ・川崎市聴覚障害者情報文化センターとの意見交換会の実施
- ・川崎市視覚障害者情報文化センターとの意見交換会の実施

**知っていますか？ 障害者差別解消法**

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

また、令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

**法の趣旨**

国や地方公共団体などの「行政機関」と「民間事業者」が事務・事業を行うにあたって、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

**不当な差別的取扱いの禁止とは**

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為をいいます。

(例) ・車いすを使っていることを理由に、お店に入ることを断る。  
・お店に入るのに保護者や介助者などの付き添いを求める。

**合理的配慮の提供とは**

障害のある方から、配慮をしてほしいという意思表示があった場合に、**適度な負担とならない範囲**で対応することです。

※合理的配慮の提供の方法は一つではなく、障害特性やそれぞれの  
場合・状況に応じて柔軟に対応することが重要です。

また、負担が重すぎる場合でも、障害のある方に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

(例) ・段差がある場合に、車いすを利用している方の補助を行う。  
・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。

|       | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の提供     |
|-------|-----------|--------------|
| 行政機関  | 禁止        | 義務           |
| 民間事業者 | 禁止        | 令和6年4月1日から義務 |

市民・事業者向けのチラシ



### 17 | 市バス利用者等向け バリアフリー教室の実施

・市バス利用者等の心のバリアフリーの理解促進に向け、関係機関と連携し、交通安全・バリアフリー教室を市内小学校を対象に実施する。

時期：4月、5月、11月  
(ほか2回は天候不良等により未実施)

対象：市内小学生



交通安全／バリアフリー教室の様子

### 18 | 市バス運転手への研修

・市バス全運転手を対象に、車椅子やベビーカーでのバスの乗降や、バス車内車椅子スペースにおける車椅子の固定、障害者差別解消法に関する研修を実施する。

・市バス運転手が高齢者疑似体験グッズを装着し、利用者としてバスの乗車を体験する研修を実施する。

・障害者差別解消法の趣旨や趣旨に沿った具体的な対応を掲示物や配布物を周知する。

時期：4月、5月、9月、10月、11月、12月

### 19 | 市バス利用者への周知

- ・バス車内に筆談具での案内に対応するステッカーを掲示する。
- ・多様な利用者への配慮に係るマーク（ヘルプマーク、マタニティマーク等）をバス車内に掲示する。
- ・優先席等の優先利用への配慮や車椅子・ベビーカーでの乗車方法等について、バス車内の掲示物や市バスマップ、車内アナウンス等で周知する。
- ・補助犬への配慮に係るマーク（ほじょ犬マーク）をバス車内に掲示する。



ほじょ犬マーク



車椅子固定の様子



高齢者疑似体験の様子